

2021年1月22日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿

〒893-0031 鹿児島県鹿屋市川東町7078-8

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会

会 長 志 村 康

事務局長 豎 山 勲

TEL/FAX：0944-42-6609

感染症法改正に関する意見

報道によれば、政府は、今国会に、新型コロナウイルスに感染した者が入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合に1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するという内容の感染症法の改正案を上程し、その成立を目指すとのこと。

わたしたち全原協は、患者・感染者を処罰の対象とするような感染症法の改正に、強く反対いたします。

そもそも、入院というのは、病気の治療のために患者が希望し、医療施設が治療の必要性を認めてこれを受け入れるというのが本来の姿であり、他者から強制されるべきものではありません。いま問題になっているのは、患者自身のための「入院」というよりは、社会防衛のための「隔離」であり、感染症法の改正は、この「隔離」を、刑罰の威嚇をもって進めようとするものです。

わたしたちハンセン病患者は、国の強制隔離政策によって、社会から排除され、筆舌に尽くしがたい苦難の人生を歩んできました。このハンセン病隔離政策が憲法違反であったことは、2001年の熊本地裁判決で確定し、当時の小泉純一郎首相が、わたしたちに謝罪しました。また、2019年には、隔離政策が患者に対してのみならず、その家族に対しても甚大な被害を与えたことを認める判決が確定し、当時の安倍晋三首相が家族等に対して謝罪しました。

わたしたちの被害は、必ずしも、実際に強制力によって隔離されたことによるのみ生じたものではありません。むしろ、強制力によって隔離されるべき者として、法律上位置付けられてしまったことによって生じたものです。それによって、わたしたちは、激しい偏見・差別の対象となり、社会の中で居場所を失いました。

昨今の新型コロナウイルス感染症流行の中、患者・感染者に対する差別事件が全国各地で報じられています。このうえ、入院措置に応じない場合や入院先から逃げた場合に処罰するといった法改正がなされるようなことがあれば、患者・感染者は、刑事罰を以て隔離が強制されるものとして社会的に位置付けられ、差別・偏見はますます助長されることとなるでしょう。差別・偏見の対象となることを恐れ、感染の事実を隠す人も出てくるでしょう。

法改正の内容には、積極的疫学調査に協力しない患者・感染者に罰金を科すというものも含まれていますが、これも同じことです。このようなことを罰金を以て強制されるとなれば、検査自体を受けない人もでてくるでしょう。

いま必要なことは、感染が疑われる人が、安心して検査を受けられるような社会的条件の整備であり、発病した人が、安心して治療を受けられるような医療供給体制の整備です。患者・感染者を処罰の対象とするような制度は、このような方向に逆行するものであり、基本的人権尊重の観点からも許されませんし、感染症蔓延防止の観点からみても極めつけの愚策です。

感染症法の前文には、「……我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と謳われています。わたしたちの苦難の人生を、いまいちど、文字どおりに重く受け止めていただくこと、その教訓を、新型コロナウイルス感染症対策に活かしていただくことを切に希望いたします。

以上